

第33号議案

長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

1	条例改正の概要	P. 1
2	新旧対照表	P. 9

福 祉 部

平成30年2月

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年6月2日公布。法律第52号）」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年1月18日公布。厚生労働省令第4号）」が公布されたことに伴い、次に記載のアからシまでの基準条例について、改正する必要があるため見直すもの。

なお、基準条例を改正するにあたっては、省令に定める基準に従い、省令で定める基準を標準として、又は省令で定める基準を参酌して定めるものとされている。

(2) 改正する条例

- ア 長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第45号。以下「養護基準」という。）
- イ 長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第46号。以下「特養基準」という。）
- ウ 長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第47号。以下「軽費基準」という。）
- エ 長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第48号。以下「老人福祉施設基準」という。）
- オ 長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第49号。以下「老健基準」という。）
- カ 長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第50号。以下「介護療養型基準」という。）
- キ 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号。以下「居宅基準」という。）
- ク 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第11号。以下「地域密着型基準」という。）
- ケ 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号。以下「介護予防基準」という。）
- コ 長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第13号。以下「地域密着型介護予防基準」という。）
- サ 長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第44号。以下「居宅介護支援基準」という。）
- シ 長崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年長崎市条例第48号。以下「介護予防支援基準」という。）

(3) 主な改正点

ア 訪問介護

	改正内容	該当箇所
1	訪問介護の現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きを、サービス提供責任者から居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。	居宅基準 第 29 条
2	訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャー（セルフケアプランの場合には当該被保険者）に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。	居宅基準 第 36 条の 2

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	改正内容	該当箇所
1	利用者へのサービス提供に支障がない場合には、日中についても、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」並びに指定訪問介護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認めることとする。	地域密着型基準 第 7 条 第 33 条
2	夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、日中についても、オペレーターの集約を認めることとする。	地域密着型基準 第 7 条 第 33 条
3	オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。 なお、初任者研修課程修了者及び旧 2 級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。	地域密着型基準 第 7 条 第 48 条
4	介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせて、年 4 回から年 2 回とする。	地域密着型基準 第 40 条
5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。	地域密着型基準 第 40 条

ウ 夜間対応型訪問介護

	改正内容	該当箇所
1	<p>オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者の「3年以上」の経験について、「1年以上」に変更することとする。</p> <p>なお、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者のサービス提供責任者については、引き続き「3年以上」の経験を必要とすることとする。</p>	<p>地域密着型基準 第7条 第48条</p>

エ 訪問リハビリテーション

	改正内容	該当箇所
1	専任の常勤医師の配置を必須化する。	<p>居宅基準 第81条 介護予防基準 第80条</p>
2	訪問リハビリテーションについて、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。	<p>居宅基準 第82条 介護予防基準 第81条</p>

オ 居宅療養管理指導

	改正内容	該当箇所
1	<p>看護職員による居宅療養管理指導の廃止。</p> <p>ただし、平成30年9月30日までの間、なお、その効力を有する。</p>	<p>居宅基準 第95条 介護予防基準 第88条 等</p>
2	運営基準に基づく運営規定に、通常事業の実施地域を追加する。	<p>居宅基準 第96条 介護予防基準 第92条</p>

カ 療養通所介護

	改正内容	該当箇所
1	療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、更に地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、定員数を引き上げることとする。	<p>地域密着型基準 第60条の25</p>

キ 認知症対応型通所介護

	改正内容	該当箇所
1	共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に見直すこととする。	地域密着型基準 第66条 地域密着型介護 予防基準 第10条

ク 通所リハビリテーション

	改正内容	該当箇所
1	通所リハビリテーションについて、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。	居宅基準 第138条 介護予防基準 第119条

ケ 短期入所療養介護

	改正内容	該当箇所
1	短期入所療養介護について、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。	居宅基準 第190条 介護予防基準 第174条 等
2	一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。	居宅基準 第191条 介護予防基準 第175条

コ 看護小規模多機能型居宅介護

	改正内容	該当箇所
1	サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう、宿泊室について、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ることを可能とする。	地域密着型基準 第197条
2	サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を創設する。	地域密着型基準 第193条等

サ 福祉用具貸与

	改正内容	該当箇所
1	<p>利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、次の事項を義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格の利用者への説明。 ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品の利用者への提示。 ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書のケアマネジャーへの交付。 	<p>居宅基準 第 255 条 第 256 条 介護予防基準 第 251 条 第 252 条</p>

シ 居宅介護支援

	改正内容	該当箇所
1	<p>入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。</p>	<p>居宅介護支援基準 第 16 条 介護予防支援基準 第 34 条</p>
2	<p>利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等へのケアプランの交付を義務づける。</p>	<p>居宅介護支援基準 第 16 条 介護予防支援基準 第 34 条</p>
3	<p>訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。</p>	<p>居宅介護支援基準 第 16 条 介護予防支援基準 第 34 条</p>
4	<p>著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者について、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。</p>	<p>居宅介護支援基準 第 16 条</p>
5	<p>居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。 ※平成 33 年 3 月 31 日までの経過措置期間を設ける。</p>	<p>居宅介護支援基準 第 6 条</p>
6	<p>利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することを義務づける。</p>	<p>居宅介護支援基準 第 7 条 介護予防支援基準 第 7 条</p>
7	<p>ケアマネジャーが、通常のケアプランよりかけ離れた回</p>	<p>居宅介護支援基準</p>

	数の訪問介護を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。	第 16 条
8	障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。	居宅介護支援基準 第 4 条 介護予防支援基準 第 4 条

ス 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

	改正内容	該当箇所
1	<p>身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下の基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 	居宅基準 第 226 条 地域密着型基準 第 139 条 介護予防基準 第 212 条 等
2	<p>療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合について、以下の特例を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認める。 サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所及び食堂の兼用を認める。 	居宅基準 附則 第 17 項 ～第 19 項 地域密着型基準 附則 第 8 項 第 9 項 介護予防基準 附則 第 14 項 ～第 16 項

セ 認知症対応型共同生活介護

	改正内容	該当箇所
1	<p>身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下の基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 	地域密着型基準 第 118 条 地域密着型介護 予防基準 第 79 条

ソ 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	改正内容	該当箇所
1	入所者の病状の急変等に備えるため、施設に対して、あらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めなければならないことを義務付ける。	地域密着型基準 第 167 条の 2 老人福祉施設基準 第 25 条の 2 等
2	<p>身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下の基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 	地域密着型基準 第 159 条 第 184 条 老人福祉施設基準 第 16 条 第 48 条

タ 介護老人保健施設

	改正内容	該当箇所
1	<p>身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下の基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 	老健基準 第 16 条 第 47 条

チ 介護療養型医療施設

	改正内容	該当箇所
1	<p>身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準に以下の基準を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 	介護療養型基準 第 17 条 第 48 条

	<ul style="list-style-type: none">・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	
--	---	--

(4) 施行期日 平成30年4月1日（一部 平成30年10月1日）

2 新旧対照表

条例委任の際の基準設定の類型

	法的効果	基準の例
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	職員の資格及び数 サービスの適切な利用等に関する事項
標準	通常よるべき基準	グループホームの利用者数の範囲
参酌すべき基準	十分に参照しなければならない基準	「従うべき基準」及び「標準」以外の基準

○長崎市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第45号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項において同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11（略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われ</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。第12項において同じ。）<u>、介護医療院</u>又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師は、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>7～11（略）</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われ</p>

<p>ていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u>・<u>(3)</u> (略)</p>	<p>ていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p><u>(3)</u>・<u>(4)</u> (略)</p>
<p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(処遇の方針)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>7</u> 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>

○長崎市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第46号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（職員の専従）</p> <p>第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介護職員及び看護職員（第40条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>（職員の専従）</p> <p>第6条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。））にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>（運営規程）</p> <p>第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>	<p>（運営規程）</p> <p>第7条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p>

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(職員の配置基準)

第 11 条 (略)

2~6 (略)

7 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 12 条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

(処遇の方針)

第 15 条 (略)

2~3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

(1) ~ (5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7)・(8) (略)

(職員の配置基準)

第 11 条 (略)

2~6 (略)

7 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設(介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。))若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム(入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第 12 条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。

(処遇の方針)

第 15 条 (略)

2~3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

<p>(新設)</p>	<p><u>7</u> 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
<p><u>7</u> (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>8</u> (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第22条の2</u> 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第11条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第34条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(8)・(9)</u> (略)</p>
<p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(サービスの取扱方針)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>9</u> ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職</p>

9 (略)

(職員の配置の基準)

第45条 (略)

2~8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3)・(4) (略)

10~12 (略)

13 (略)

14・15 (略)

附則

第7項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホ一

員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

10 (略)

(職員の配置の基準)

第45条 (略)

2~8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4)・(5) (略)

10~12 (略)

13 (略)

14・15 (略)

附則

第7項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第9項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホ一

ム(法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第 10 条第 4 項第 9 号ア及び第 44 条第 4 項第 9 号アの規定の適用については、これらの規定中「食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは「食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有すること」とする。

第 8 項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第 10 条第 4 項第 9 号ア及び第 44 条第 4 項第 9 号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第 9 項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者

ム(法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第 10 条第 4 項第 9 号ア及び第 44 条第 4 項第 9 号アの規定の適用については、これらの規定中「食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは「食堂は、1 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40 平方メートル以上の面積を有すること」とする。

第 8 項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第 10 条第 4 項第 9 号ア及び第 44 条第 4 項第 9 号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第 9 項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者

その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第10条第6項第1号、第35条第6項第1号、第44条第6項第1号及び第50条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第10条第6項第1号、第35条第6項第1号、第44条第6項第1号及び第50条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

○長崎市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第47号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（職員配置の基準）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設</u>（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（1）<u>介護老人保健施設</u> 調理員又はその他の従業者</p> <p>（2）（略）</p> <p>13（略）</p>	<p>（職員配置の基準）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設</u>（介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）<u>若しくは介護医療院</u>又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員は、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>（1）<u>介護老人保健施設又は介護医療院</u> 調理員又はその他の従業者</p> <p>（2）（略）</p> <p>13（略）</p>
<p>（サービス提供の方針）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（サービス提供の方針）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>5（略）</p> <p><u>6</u> 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>

○長崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年長崎市条例第48号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(従業員の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第11号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5~10 (略)</p>	<p>(従業員の員数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第53条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第11号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第189条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5~10 (略)</p>
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>

<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第 16 条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p><u>7</u> 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
<p><u>7</u> (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>8</u> (略)</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p><u>第 25 条の 2</u> 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第 29 条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)・(7)</u> (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第 29 条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p><u>(6)</u> 緊急時等における対応方法</p> <p><u>(7)・(8)</u> (略)</p>
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

6・7 (略)

8 (略)

(新設)

9 (略)

(運営規程)

第 52 条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(新設)

(7)・(8) (略)

附則

第 7 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 9 項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施

6・7 (略)

8 (略)

9 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

10 (略)

(運営規程)

第 52 条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) ~ (6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8)・(9) (略)

附則

第 7 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第 9 項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施

設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第6条第1項第7号の規定の適用については、同号ア中「それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは、「食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること」とする。

第8項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上と

設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における第6条第1項第7号の規定の適用については、同号ア中「それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること」とあるのは、「食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること」とする。

第8項 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第7号アの規定にかかわらず、当該転換に係る食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合においては、第6条第1項第8号及び第46条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅は、1.2メートル以上と

する。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

する。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

○長崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第49号)

条例(現行)	条例(改正案)
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。<u>以下この項において同じ。)</u>にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の<u>介護老人保健施設若しくは介護医療院</u>又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に</p>

在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(施設)

第 5 条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。

(1) ~ (10) (略)

2 (略)

3 (略)

(介護保険施設サービスの取扱方針)

第 16 条 (略)

併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(施設)

第 5 条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。

(1) ~ (10) (略)

2 (略)

3 (略)

(介護保険施設サービスの取扱方針)

第 16 条 (略)

2・3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

(新設)

7 (略)

(施設)

第 45 条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあっては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一

2・3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

7 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 (略)

(施設)

第 45 条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあっては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の場合にあっては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われる

<p>部を有しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>と認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p>
<p>(5) ~ (6) (略)</p>	<p>(5) ~ (6) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4・5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p>
<p>(介護保険施設サービスの取扱方針)</p>	<p>(介護保険施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第 47 条 (略)</p>	<p>第 47 条 (略)</p>
<p>2~5 (略)</p>	<p>2~5 (略)</p>
<p>6・7 (略)</p>	<p>6・7 (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>9</u> ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>
	<p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>
<p><u>9</u> (略)</p>	<p><u>10</u> (略)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第 5 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 30 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の</p>	<p>第 5 項 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の</p>

6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂について、第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第6項 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第7項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂について、第5条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「2平方メートル」とあるのは、「1平方メートル」とする。

第6項 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第5条第2項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) (略)

第7項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第6条第1項第1号の規定は、適用しない。

第8項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて、第6条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上)とする。

第8項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについて、第6条第1項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であり、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあつては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。

第9項 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第6条第1項第5号ア及び第45条第4項第5号アの規定にかかわらず、幅は、1.2メートル以上(中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上)とする。

○長崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年長崎市条例第50号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（従業者の員数）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8～10（略）</p>	<p>（従業者の員数）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもつて充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>8～10（略）</p>
<p>（指定介護療養施設サービスの取扱方針）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>（指定介護療養施設サービスの取扱方針）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4・5（略）</p> <p>6（略）</p>
<p>（新設）</p> <p><u>7</u>（略）</p>	<p><u>7</u> 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p><u>8</u>（略）</p>

<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p> <p>第 48 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>10 (略)</p>
<p>附則</p> <p>第 9 項 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 1 項第 2 号中「6」とあるのは「8」と、同項第 3 号中「6」とあるのは「4」とする。</p> <p>第 10 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>第 11 項 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)</p>	<p>附則</p> <p>第 9 項 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 1 項第 2 号中「6」とあるのは「8」と、同項第 3 号中「6」とあるのは「4」とする。</p> <p>第 10 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 52 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>第 11 項 療養病床を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)</p>

である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 44 条第 2 項第 2 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第 12 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 2 項第 4 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第 43 条の 2 の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 5 条第 2 項第 3 号及び第 44 条第 2 項第 2 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

第 12 項 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成 24 年 3 月 31 日において、医療法施行規則附則第 51 条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成 36 年 3 月 31 日までの間は、第 7 条第 2 項第 4 号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上(医療法施行規則第 43 条の 2 の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

○長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年長崎市条例第10号)

条例(現行)	条例(改正案)
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る<u>居宅介護支援事業者</u>への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る<u>居宅介護支援事業者(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)</u>への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>(居宅介護支援事業者等との連携)</p> <p>第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「<u>居宅介護支援事業者等</u>」という。)との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(管理者及びサービス提供責任者の責務)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2</u> 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</p>
<p>(3)～(8) (略)</p>	<p>(3)～(8) (略)</p> <p>(不当な働きかけの禁止)</p>

(新設)

第 36 条の 2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第 165 条第 2 項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(準用)

(準用)

第 59 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 41 条まで及び第 42 条の 2の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 33 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。

第 59 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 36 条まで、第 37 条から第 41 条まで及び第 42 条の 2の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 33 条第 2 項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とする。

(準用)

(準用)

第 63 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 37 条まで、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条から第 41 条まで、第 42 条の 2 及び第 48 条並びに前節(第 52 条第 1 項及び第 59 条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第 33 条第 2 項中

第 63 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条から第 41 条まで、第 42 条の 2 及び第 48 条並びに前節(第 52 条第 1 項及び第 59 条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 57 条」と、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第 33 条第 2

「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第 52 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。

(看護師等の員数)

第 65 条 (略)

2~4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 10 項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第 192 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 4 項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第 1 項第 1 号ア及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第 1 項第 1 号ア及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 69 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(準用)

第 79 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 16 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 41 条まで、第 42 条の 2 及び第 56 条の規定は、指定訪問看護の

項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第 52 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。

(看護師等の員数)

第 65 条 (略)

2~4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 14 項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第 192 条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第 193 条第 4 項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第 1 項第 1 号ア及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第 1 項第 1 号ア及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第 69 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

(準用)

第 79 条 第 9 条、第 10 条、第 12 条から第 14 条まで、第 16 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条から第 36 条まで、第 37 条から第 41 条まで、第 42 条の 2 及び第 56 条

事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」とする。

(従業者の員数)

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士等」という。)を置かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」とする。

(従業者の員数)

第81条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者(以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士等」という。) 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第79条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 82 条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 (略)

(基本方針)

第 90 条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

(従業者の員数)

第 91 条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

第 82 条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならぬ。

2 (略)

(基本方針)

第 90 条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導(以下「指定居宅療養管理指導」という。)の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上を図るものでなければならぬ。

(従業者の員数)

第 91 条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者(以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「居宅療養管理指導従業者」という。)は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる居宅療養管理指導従業者とする。

ア 医師又は歯科医師

イ その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた相当数の薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) (略)

(3) 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準条例第65条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 (略)

(設備及び備品等)

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる居宅療養管理指導従業者とする。

ア 医師又は歯科医師

イ その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた相当数の薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士

(2) (略)

(削る)

2 (略)

(設備及び備品等)

第92条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供を行うとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。

(2) ~ (7) (略)

2 (略)

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うものとする。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項を指導し、又は助言するものとする。

(3) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告するものとする。

(運営規程)

第 96 条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) (略)

(準用)

第 113 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条の 2 及び第 56 条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 107 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 28 条及び第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とする。

(2) ~ (7) (略)

2 (略)

(削る)

(運営規程)

第 96 条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) 通常の事業の実施地域

(6) (略)

(準用)

第 113 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条の 2 及び第 56 条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 107 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 28 条及び第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」とする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第37条まで、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第42条の2、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。

(設備に関する基準)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2・3 (略)

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第42条の2、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」とする。

(設備に関する基準)

第138条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であつて、3平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

2・3 (略)

(管理者等の責務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 (略)

(従業者の員数)

第148条 (略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5~7 (略)

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

(管理者等の責務)

第142条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

2 (略)

(従業者の員数)

第148条 (略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和23年法律第205号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5~7 (略)

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第153条 (略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(定員の遵守)

第 165 条 (略)

2 利用者の状況、その家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

3 (略)

(準用)

第 168 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 38 条まで、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条及び第 111 条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とする。

(準用)

第 188 条 第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 37 条まで、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 111 条及び第 147 条並びに第 4 節(第 154 条第 1 項及び第 168 条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」

第 165 条 (略)

2 利用者の状況、その家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

3 (略)

(準用)

第 168 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条及び第 111 条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」とする。

(準用)

第 188 条 第 10 条から第 14 条まで、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 111 条及び第 147 条並びに第 4 節(第 154 条第 1 項及び第 168 条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 20 条第 1 項中「及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費

とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 154 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 160 条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第 165 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」とする。

(従業者の員数)

第 190 条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

2 (略)

の額」とあるのは「、内容」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 154 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、第 160 条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第 165 条第 2 項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」とする。

(従業者の員数)

第 190 条 指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア (略)
 - イ 食堂及び浴室を有すること。
 - ウ (略)

(新設)

2~3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するも

(設備に関する基準)

第191条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
 - ア (略)
 - イ 浴室を有すること。
 - ウ (略)

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(長崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年長崎市条例第 号)第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

2~3 (略)

(対象者)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療

のとする。

(定員の遵守)

第 202 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ~ (3) (略)

(新設)

(設備に関する基準)

第 207 条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(新設)

2 (略)

(定員の遵守)

第 215 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型

養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第 202 条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(設備に関する基準)

第 207 条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 (略)

(定員の遵守)

第 215 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型

指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 226 条 (略)

2・3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

(新設)

7 (略)

(準用)

第 237 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「訪

指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 226 条 (略)

2・3 (略)

4・5 (略)

6 (略)

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 (略)

(準用)

第 237 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条及び第 159 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合におい

問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とする。

(この節の趣旨)

第 238 条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であつて、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。))の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第 248 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条、第 222 条、第 224 条から第 227 条まで、第 230 条、第 231 条及び第 233 条から第 235 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 224 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 227 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サ

て、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とする。

(この節の趣旨)

第 238 条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定特定施設入居者生活介護であつて、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下「基本サービス」という。))及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。))により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話(以下「受託居宅サービス」という。))の事業を行うものの基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

第 248 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条の 2、第 55 条、第 56 条、第 110 条、第 111 条、第 222 条、第 224 条から第 227 条まで、第 230 条、第 231 条及び第 233 条から第 235 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 55 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 224 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 227 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従

ービス事業者」と、第 233 条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 255 条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) ~ (5) (略)

(新設)

(福祉用具貸与計画の作成)

第 256 条 (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第 263 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 35 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条並びに第 108 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 257 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の

業者及び受託居宅サービス事業者」と、第 233 条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」とする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第 255 条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) ~ (5) (略)

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者

(福祉用具貸与計画の作成)

第 256 条 (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第 263 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条並びに第 108 条第 1 項及び第 2 項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 257 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。))、

種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 20 条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 22 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。

(準用)

第 265 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 35 条から第 37 条まで、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条第 1 項及び第 2 項、第 249 条、第 251 条、第 252 条並びに前節(第 253 条第 1 項及び第 263 条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 257 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 20 条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 253 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。

取り扱う福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 20 条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 22 条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」とする。

(準用)

第 265 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条、第 38 条(第 5 項及び第 6 項を除く。)、第 39 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条第 1 項及び第 2 項、第 249 条、第 251 条、第 252 条並びに前節(第 253 条第 1 項及び第 263 条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 257 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 20 条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 22 条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 253 条第 2 項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」とする。

(準用)

第 276 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 27 条、第 33 条、第 35 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条第 1 項及び第 2 項、第 254 条、第 257 条から第 259 条まで並びに第 261 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 276 条において準用する第 257 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 254 条中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第 257 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 258 条及び第 259 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」とする。

附 則

(新設)

(準用)

第 276 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 27 条、第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 42 条の 2、第 56 条、第 108 条第 1 項及び第 2 項、第 254 条、第 257 条から第 259 条まで並びに第 261 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 276 条において準用する第 257 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 33 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 108 条第 2 項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 254 条中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第 257 条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 258 条及び第 259 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」とする。

附 則

第 17 項 第 218 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第 19 項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、

<p>(新設)</p>	<p>介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数</p> <p>第 18 項 第 240 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 19 項 第 220 条及び第 242 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 36 年 3 月 31 日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。</p>

